

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）検討結果

(1) 意思決定の明確化	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。</p>
(2) 情報収集・管理	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●市は、市政運営に必要な<u>先進</u>情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</p>
(3) 個人情報保護	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p>

(4) 広聴応答義務	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】</p> <p>市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。</p> <p>市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】</p> <p>●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】</p> <p>●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。</p>
(5) 広聴対応機関	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】</p> <p>市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】</p> <p>●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】</p> <p>●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p>